



平成27年3月4日

各位

会社名 株式会社 バリュール HR
代表者名 代表取締役社長 藤田 美智雄
(コード番号：6078 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理本部長 遠藤 良恵
(TEL. 03-6380-1300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年3月4日開催の取締役会において、平成27年3月27日開催予定の当社第14回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 (略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～11. (略)	1. ～11. (現行どおり)
12. <u>給与計算の事務代行業</u>	12. <u>事務代行業</u>
13. ～14. (略)	13. ～14. (現行どおり)
(新設)	15. <u>有価証券の運用、投資、売買、保有</u>
15. <u>経営コンサルティング</u>	16. <u>経営コンサルティング</u>
16. <u>前各号に付帯又は関連する一切の業務</u>	17. <u>前各号に付帯又は関連する一切の業務</u>
第3条～第6条 (略)	第3条～第6条 (現行どおり)
第7条 (自己株式の取得)	(削除)
当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	
第8条～第43条 (略)	第7条～第42条 (現行どおり)
(新設)	第43条 (剰余金の配当等の決定機関)
	当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

<p><u>第44条（期末配当金）</u> <u>当社は株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u> （新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第44条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> 3 <u>前2項のほか、別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>第45条（中間配当金）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u> <u>第46条（期末配当金等の除斥期間）</u> <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 2 <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第45条（配当金の除斥期間）</u> <u>配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成27年3月27日（金曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成27年3月27日（金曜日） |

以上